

阪神プラスチック工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年6月11日～令和6年6月10日までの 4年間

2. 内容

目標：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年6月～ 制度に関するパンフレットを事務所に備える